

<町内会でご活用いただける事業一覧>

町内会でご活用いただける事業は下記のとおりです。

番号	事業名	事業内容	担当課・連絡先
①	行政協力報償金	町内会を通じてお願いする行政協力役務等に対する報償金	
②	【拡充】 防犯カメラ設置事業補助金	防犯カメラの設置に対する補助金	
③	【拡充】 防犯灯設置事業補助金	LED 防犯灯の設置に対する補助金	
④	【拡充】 高梁市出身者等受入事業奨励金	町内会が環境美化活動や伝統文化継承等のために取組む事業に市外在住の高梁市出身者等を受入、協働で実施する事業を支援	協働定住課市民協働係 21-0254
⑤	地域集会所整備費補助金	地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備に対する補助金	
⑥	【新規】 地域集会所 LED 照明交換費補助金	地域集会所の照明を蛍光灯等から LED 照明へ交換する費用に対する補助金	
⑦	ごみ減量化協力団体報奨金	資源回収を実施した団体に対する報奨金	環境課環境衛生係：21-0259 有漢：57-3211 成羽：42-3211 川上：48-2200 備中：45-2211
⑧	ごみ等収集施設設置費補助金	ごみステーションの新設、修繕に対する補助金	
⑨	自主防災組織活動促進事業補助金	自主防災組織の活動に係る費用や資機材整備等に対する補助金	危機管理課危機管理係 21-0246
⑩	道路維持管理作業報奨金	市道等の維持管理作業（草刈等）に対する報奨金	建設課維持補修係：21-1204 農林課耕地整備係：21-0222 西部土木事務所管理係 45-4510
⑪	小規模建設工事補助金	市道等の新設・改良・修繕等又は災害復旧工事を地区が施工する場合に対する補助金	建設課維持補修係：21-1204 西部土木事務所管理係 45-4510

上記の事業が次年度も引き続き行われるとは限りませんのでご理解をお願いします。

※行政協力報償金は年度末に町内会長へ口座振込にてお支払いします。

金額は均等割 10,270 円+戸数（1 1 月末時点）1 戸あたり 860 円です。

ただし戸数が 1 の町内会は対象となりません。

申請書兼請求書、記入例については、1 2 月上旬ごろに郵送にて送付します。

申請の流れ、詳細については、各担当課へご連絡ください。

P. 2 より②～⑪の事業について、詳細な事業内容について説明します。

② 防犯カメラ設置事業補助金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

- 町内会等が実施する防犯カメラの設置に対し、補助金を交付します。

例えば…

- ・公道における犯罪の防止、事故の防止のために設置する。
- ・通学路に設置し、子どもを狙った犯罪の防止を図る。

【補助内容】

【R7のみ補助率拡充】

- 補助率：事業費の4分の3以内
- 上限額：1台あたり250,000円

【注意事項】

- ※事業を行う前に計画書等の提出が必要です。
- ※補助金額の1,000円未満は切り捨てです。
- ※令和8年2月末までに事業が完了するようお願いします。

③ 防犯灯設置事業補助金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

- 町内会等が実施する防犯灯の設置に対し、補助金を交付します。

例えば…

- ・既設の電柱の防犯灯を水銀灯等からLED防犯灯に換える。
- ・既設の電柱に新たにLED防犯灯を設置する。
- ・新たに電柱を設置し、LED防犯灯を設置する。

【補助内容】

【R7のみ補助率拡充】

- 補助率：事業費の4分の3以内
- 上限額：既設電柱への設置の場合 1基あたり40,000円
新設電柱への設置の場合 1基あたり60,000円

【注意事項】

- ※事業を行う前に計画書等の提出が必要です。
- ※補助金額の1,000円未満は切り捨てです。
- ※令和8年2月末までに事業が完了するようお願いします。

④ 高梁市出身者等受入事業奨励金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

対象町内会拡充【10戸以下→15戸以下】

- 小規模町内会（15戸以下）等が主体となり、高梁市以外在住の者と協働して活動実施した小規模町内会等に対し奨励金を支給します。

例えば…

- ・町内会での道づくり活動に対して、息子などの地元出身者が帰って手伝う。
- ・伝統行事などのイベントに、運営側として地元出身者に参加してもらう。

【補助内容】

- 補助額：1つの小規模町内会等で行った場合

基本額 5,000円 + 市外在住の者 1人あたり 2,000円

小規模町内会等が他の町内会等と合同で事業を行った場合

基本額 10,000円 + 市外在住の者 1人あたり 2,000円

（それぞれの町内会へ支給）

- 上限額：20,000円

例えば…

- ・8戸の町内会に市外在住者5人が来た場合
5,000円 + 2,000円 × 5人 = 奨励金 15,000円支給
- ・5戸の町内会と17戸の町内会の協働の取り組みに市外在住者6人が来た場合
10,000円 + 2,000円 × 6人 = 22,000円（上限額により 20,000円の支給）
※それぞれの町内会に対して支給します。

【注意事項】

- ※事業を行う前に計画書等の提出が必要です。
- ※複数の町内会で行う場合、それぞれの町内会で計画書の提出が必要です。
ただし、事業名・事業内容は統一してください。
- ※市外在住者の氏名は同じでも構いません。
- ※1町内会の申請は年度内に1回限りとなります。
- ※16戸を超えている町内会でも、小規模町内会との合同実施で奨励金の支給は可能です。

⑤ 地域集会所整備費補助金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

- 地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備（新築、増築、改築、模様替、修繕、バリアフリー）に対し補助金を交付します。

例えば…

- ・新改築及び増築 ⇒ 新たに集会所を設置、新たに台所や洗面所の設置
- ・模様替及び修繕 ⇒ 天井板や床面の張替え、壁面の修理など
- ・バリアフリー ⇒ 手摺りの設置や段差解消

【補助内容】

■補助率：工事費の2分の1以内

- | | |
|-----------|---|
| ■新改築及び増築 | 補助対象事業費：20万円以上
限度額：建・増築面積により変動（約250万円） |
| ■模様替え及び修繕 | 補助対象経費：20万円以上
限度額：100万円 |
| ■バリアフリー | 補助対象経費：10万円以上
限度額：50万円 |

【注意事項】

- ※申請書を提出する前に要望調書等の提出が必要です。協働定住課へお問い合わせください。
- ※以前にこの補助金を受けた場合は5年以上経過していなければ申請できません。
- ※エアコンなどの備品は対象外です。

⑥ 地域集会所 LED 照明交換補助金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

- 地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の照明を蛍光灯等からLED照明へ交換する費用に対し補助金を交付します。

【補助内容】

- 補助率：事業費の4分の3以内
- 上限額：200,000円

【R7のみ事業実施】

【注意事項】

- ※事業を行う前に計画書等の提出が必要です。
- ※以前に地域集会所整備補助を行った場合でも申請をすることができます。
- ※LED照明への交換が対象となり、LED照明の新規設置は対象外となります。
- ※令和8年2月末までに事業が完了するようお願いいたします。

⑦ ごみ減量化協力団体報奨金

環境課環境衛生係
21-0259

【事業内容】

- 自主的に資源回収を実施したPTA、こども会、町内会等の団体に対して報奨金を交付します。報奨金の交付額は、対象品目1キロにつき7円です。

例えば…

- ・PTA、幼稚園、保育園、小中学校等の廃品回収
- ・町内会のクリーン作戦
- ・婦人会、こども会等のクリーン作戦

【交付対象品目】 (再生資源回収業者の引き取りによる)

- | | | |
|---------|------------|------------|
| (1) 古紙類 | (2) 繊維類 | (3) びん類 |
| (4) 金属類 | (5) ペットボトル | (6) その他有価物 |

【交付対象団体】

- (1) 地域住民で構成する団体であること
- (2) 営利を目的としない団体であること

【注意事項】

- ※バッテリー、農機具等の廃棄物は含みません。
- ※交付申請書には回収業者の証明書が必要です。

⑧ ごみ等収集施設設置費補助金

環境課環境衛生係
21-0259

【事業内容】

- ごみステーションの新設、修繕に対し補助金を交付します。

例えば…

- ・既存のごみステーションを新しくする。
- ・既存のごみステーションの屋根、扉など一部を修理する。

【補助内容】

- 補助率：収集施設の設置及び修繕等に要した費用の2分の1以内
- 上限額：100,000円

【注意事項】

- ※補助金額の1,000円未満は切り捨てです。
- ※ごみステーションの新設、修繕を検討されている場合は、事前に環境課までご連絡ください。
- ※概ね10戸から25戸の利用があるごみステーションを対象としています。
- ※補助金の交付を受けた日から5年を経過するまで、再び補助金の交付を受けることはできません。

⑨ 自主防災組織活動促進事業補助金

【事業内容】

- 地域の防災力強化を目指して結成される自主防災組織の活動に係る費用等を対象に、補助金を交付します。

例えば…

- ・防災訓練 訓練に係る費用（炊出し等）
- ・研修・啓発 講師への謝金等
- ・資機材整備 備蓄品購入（食糧・薬品等）
避難誘導や救援活動に使用する物品購入（懐中電灯・毛布・工具等）

【補助内容】

- 防災訓練補助 10,000円＋組織加入世帯数×100円(上限50,000円)
- 防災士養成補助 防災士の認証の取得費用（交通費等は除く）
- 研修・啓発補助 20,000円
- 防災マップ作成補助 50,000円
- 防災資機材整備補助 30,000円＋組織加入世帯数×200円(上限100,000円)

【注意事項】

※天災その他の有事に備え、地域内の世帯全てを対象とした安否確認や避難誘導等を行う組織の設置及び継続的な活動が必要です。

⑩ 道路維持管理作業報奨金

- 市道（高梁・有漢）
建設課維持補修係 21-1204
- 農林道（高梁・有漢）
農林課耕地整備係 21-0222
- 市道・農林道（成羽・川上・備中）
西部土木事務所管理係 45-4510

【事業内容】

- 市が管理する道路の通行の安全を確保するとともに、その周辺環境の保全を図るため、自主的に当該道路の維持管理作業を行う団体（町内会等）に報奨金を交付します。

【補助内容】

市道及び市道に準じる農林道の同一路線の草刈作業（道路・側溝清掃含む）を実施した場合

- 補助額：100m（両側）あたり1,800円（2回作業を行った場合）

例えば…

- ・500m草刈作業を2回した場合
市道 500m×1,800円／100m = 報奨金 9,000円交付

道路維持管理（草刈）作業への報奨金支給について

地域での奉仕活動として行う道路(市道、市道に準じる農道[一定要件農道]・林道)の維持管理作業に対して、報奨金を支給しています。

1. 支給の対象

各地域の町内会などの団体が、同一の道路区間で次の作業を実施した場合。

- ① 道路の両側路肩両側の草刈（2回目は、抑草剤の散布も可）
- ② 道路上のごみ及び転石等の除去
- ③ 道路側溝がある場合は側溝清掃

2. 支給額

①～③のすべての作業を行った場合

	新制度	旧制度
対象作業	町内会等の団体が次の作業を年度内に1回以上実施 <u>道路の両側路肩の草刈（2回目は抑草剤の散布でも可）</u> ※除草剤ではありません <u>③変更なし</u>	町内会等の団体が次の作業を年度内に2回以上実施 道路の路肩(両側)の草刈 道路上のごみ、転石等の除去 側溝清掃（側溝がある場合）
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・①～③全てを実施(2回以上) ・ ・1,800円/100メートル ※事前にご相談ください。 ・①～③全てを実施(1回のみ) ・ ・1,200円/100メートル ・①～③全てを2団体以上、共同で実施 ・ ・3,000円/100メートル 	<ul style="list-style-type: none"> ・①～③全てを実施 ・ ・1,500円/100メートル
必要書類	変更なし *様式変更あり	<u>実施報告書、作業状況写真</u> <u>(1回の作業終了ごとに提出)</u>

3. 請求の方法

1回目、2回目各作業の実施後、実施報告明細書等を建設課、農林課、各地域市民センター、有漢地域局、備中地域局内西部土木事務所、成羽地域局、川上地域局へ提出してください。

	1回目	2回目
提出書類	① 実施報告明細書 (様式第1号) 1枚 ② 作業したことがわかる写真 ③ 作業実施区間がわかる地図	① 実施報告明細書 (様式第1号) 1枚 ② 作業したことがわかる写真 ③ 作業実施区間がわかる地図 ④ 請求書 (様式第2号)
提出期限	作業終了後速やかに	作業終了後速やかに

4. その他

- (1) 作業報告については、実施報告明細書内の記入例をご確認のうえ、記入してください。
- (2) 1回目、2回目の明細書は作業実施後その都度提出してください。
(2回目実施の場合、2回分まとめて提出しないようお願いします)
- (3) 「口座振込申出書」で申請されている口座に振り込む場合は「請求書」の(ア)にチェックで振込が可能です。

その他口座への入金希望する場合は、(イ)にチェックしていただき、必ず、振込先口座となる通帳をご持参(又は、口座番号、口座名義等が確認できる部分の通帳の写しを添付)ください。委任状欄への記入及び押印をお願いします。

⑪ 小規模建設工事補助金

- 高梁・有漢地域
建設課維持補修係 21-1204
- 成羽・川上・備中地域
西部土木事務所管理係 45-4510

【事業内容】

- 市が管理する道路、橋梁、河川又は水路の新設、改良、修繕等又は災害復旧工事を地区が施工する場合に対し補助金を交付します。

- ① 公益性があり、地区の合意に基づくもの
- ② 用地、隣地及び利害関係人の同意があること
- ③ 傷害保険への加入等、安全施工への配慮がなされること
- ④ 災害復旧工事において、国又は県等の補助事業等の対象とならないこと

例えば…

- ・ 市道の改良
- ・ 河川の維持
- ・ 水路の修繕

【補助内容】

- 補助率：工事に要する経費の10分の9以内
- 上限額：800,000円（新設・改良・修繕の場合）
1,600,000円（災害復旧工事の場合）

【注意事項】

※事業内容や経費の配分、その他申請に係る事業の変更又は中止をしようとするときは必ず報告してください。